

<参考>各種届出書等の記載例

○ 給与支払事務所等の開設届出書

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

開設した給与支払事務所等の所在地の所轄の税務署名を記載します。

「開設」の内容に応じて該当するものにレ印を付します。

開設した支店等の名称や所在地等を記載します。開業又は法人の設立の場合には、記載の必要はありません。

「開設」の文字を○で囲みます。

フリガナを記載します。

所在地については、ビル名、部屋番号まで詳しく記載します。

「開設」の場合には記載の必要はありません。

23. 12 改正 (源0301)

○ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

提出した月（平成27年3月）の翌末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その日の属する月（平成27年4月）支払分の給与等から納期の特例の対象となります。

平27.3支払分 → 平27.4.10納期限
平27.4～27.6支払分 → 平27.7.10納期限

給与支払事務所等の所在地の所轄の税務署名を記載します。

所在地については、ビル名、部屋番号まで詳しく記載します。

申請書を提出する日の前6か月間の各月末の人員と各月の給与等の支給総額とを記入してください。この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。なお、給与支払事務所を開設した直後にこの申請を行う場合には、今後の給与等の支給人員等の見込みを参考として記載します。

国税の滞納又は納付遅延等がある場合には、必ずその理由を記載します。

24.12 改正 (源1401-1)

○ 退職所得の受給に関する申告書

退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。

在職中に障害者となったことに直接起因して退職した人は、「障害」を○で囲み、() 内に障害の状態、身体障害者手帳の交付年月日を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。

本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を記載します。

前年以前4年内（その年に確定拠出年金に基づく老齢給付金として支払われる一時金がある場合には、14年内）に支払を受けた退職手当等がある場合には、その退職手当等についての勤続期間を記載します。

27年 3月26日 平成27年分 退職所得の受給に関する申告書

〒100-0013 東京都千代田区霞が関X-X-X 氏名 山川 次郎

〒273-0002 千葉県船橋市東船橋X-X-X 現住所 同上

この人欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下欄には記載する必要がありません。）

A 退職手当等の支払を受けた年月日 27年 3月 31日

この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 27年 3月 31日 12

退職の区分 一般

生活扶助の有 有

あなたが本年中に他の退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

B 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間

あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金に基づく老齢給付金として支払われる一時金がある場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このD欄に記載してください。

C 前年以前4年内（その年に確定拠出年金に基づく老齢給付金として支払われる一時金がある場合には、14年内）の退職手当等についての勤続期間

D A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算される場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

E

区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)
一般						一般	
障害						障害	
特定役員						特定役員	
C							

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者から提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、控除金を徴収される場合があります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収額(特別徴収額)又はその等しきこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

24.10改正

この申告書は退職手当等の受給者が作成します。

この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。

退職した年の1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。

支払を受ける退職手当等に特定役員退職手当等が含まれる場合には、その特定役員退職手当等に係る勤続期間を記載してください。

「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。

○ 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

提出先の税務署名を記載します。

「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載します。

誤納を生じた理由を簡記します。

納付書に記載した金額等を記載します。

正しい金額等を記載します。

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

※整理番号

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町X-X

電話 03-XXXX-XXXX

代表者氏名 田中 太郎

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする金額 17,867 円

左記の還付される金額は、下記のとおり受けます。

誤納額 退職所得控除額の計算に当たり、1年未満の勤続年数を切り捨てていたため。

所得の種類	年月別	区分	人員	支給金額 (円)	税額 (円)	納付年月日
退職	26年12月	徴収高計算書に記載したもの(A)	1	17,000,000	68,917	27・1・9
		正当計算によるもの(B)	1	17,000,000	51,050	神田
差引(A-B)					17,867	税務署

正しい金額等を記載します。

添付書類の名称を記載します。また、添付漏れがないかどうか確認してください。

税理士署名押印

24.12改正 (附1423)

誤納となった納付に係る納付書の領収年月日と税務署名を記載します。

添付書類の名称を記載します。また、添付漏れがないかどうか確認してください。